

改正

令和5年10月1日告示第86号

令和6年3月29日告示第56号

羽咋市住宅浸水対策助成金交付要綱

(目的)

第1条 この事業は、洪水発生時における住宅の浸水被害を軽減するため、住宅の浸水対策工事を行う者に支援措置を講じることにより、市民の生命と財産を守り、市民が安心して暮らし続けられるための生活基盤である住宅の安全を確保することを目的とする。

2 前項の助成金の交付に関しては、羽咋市補助金交付事務取扱規則（昭和55年羽咋市規則第21号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 既存住宅 次の全てに該当する住宅をいう。

ア 現に居住の用に供しているもの又は助成事業の完了後、居住の用に供する予定のあるもの

イ 一戸建てのもの。ただし、併用住宅の場合は、住宅部分の延べ面積が、建物全体の延べ面積の2分の1以上であること。

ウ 国、地方公共団体、その他の公共団体が所有するものでないこと。

エ 道路に面した危険なブロック塀等がないこと。

(2) 宅地 次の全てに該当する宅地をいう。

ア 助成事業の完了後、居住の用に供する予定のあるもの

イ 一戸建て住宅（併用住宅の場合は、住宅部分の延べ面積が、建物全体の延べ面積の2分の1以上であるもの）の敷地とする予定の土地であること。

ウ 国、地方公共団体、その他の公共団体が所有するものでないこと。

エ 道路に面した危険なブロック塀等がないこと。

(3) 助成対象区域 羽咋市洪水・内水ハザードマップの浸水想定区域又は、過去の浸水による被害の状況を勘案し、浸水による被害軽減のため浸水対策が必要として市長が認めた区域

(4) 浸水対策改修工事 次のいずれかに該当する事業で、居室の床面の高さが50センチメートル以上の引上げとなるものをいう（新築時の対策を含む。）。

ア 既存住宅の基礎のかさ上げをする工事

イ 既存住宅の敷地又は宅地の盛土をする工事（盛土に係る擁壁等構造物の築造を含む。）

(5) 浸水防止施設設置工事 既存住宅及びその敷地内への浸水対策のため、次のいずれかに該当する施設を設置する工事で、市長が認めるものをいう。

ア 敷地への浸水を防止する効果が認められるコンクリート塀

イ その他既存住宅の浸水対策として有効な施設

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 既存住宅又は宅地の所有者（所有する予定の者を含む。）又は居住者（居住する予定の者を含む。）
 - (2) 市税等を滞納していない者
 - (3) 暴力団（羽咋市暴力団排除条例（平成24年羽咋市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではない者、かつ、暴力団又は暴力団員と関係を有していない者
- （助成対象事業）

第4条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、助成対象者が助成対象区域内で行う浸水対策改修工事又は浸水防止施設設置工事とする。

（助成対象経費及び助成金額）

第5条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象者が行う助成対象事業に要する費用の額とする。ただし、地盤改良に要する費用は含まない。

- 2 助成金額は、助成対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、100万円を限度とする。ただし、浸水防止施設設置工事のみを行う場合は、50万円を限度とする。
- 3 前項により算定した助成金額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 助成対象者が行う事業のうち、助成対象事業以外の事業があるときは、当該事業に係る経費を分離して算定するものとする。
- 5 他の助成制度を受けている場合、その事業費は助成対象経費に含めないものとする。

（事業認定）

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、当該交付を受けようとする助成対象事業の着手前に、事業の認定を受けなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

- 2 前項の認定を受けようとする助成対象者は、住宅浸水対策助成金事業認定申請書（様式第1号）に、別表第1に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

（事業認定の通知）

第7条 市長は、前条第2項の申請があったときは、その内容を審査し、これを認定したときは住宅浸水対策助成金事業認定通知書（様式第3号）により、当該申請をした助成対象者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の認定に際し、必要な条件を付することができる。

（事業認定の変更等）

第8条 前条第1項の認定を受けた助成対象者（以下「助成事業者」という。）は、当該認定を受けた事業（以下「助成事業」という。）の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ住宅浸水対策助成金事業変更等承認申請書（様式第4号）に関係書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、助成金の額に変更を生じないもので、かつ、軽微な変更については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、住宅浸水対策助成金事業変更等承認通知書（様式第5号）により当該申請をした助成事業者に通知するものとする。

（事業認定の取消し）

第9条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成事業の事業認定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成事業の事業認定を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、助成事業の事業認定の内容又はこれに付した条件その他の要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、所定の助成事業認定取消通知書により助成事業者へ通知するものとする。

(交付申請)

第10条 助成対象者は、助成事業が完了したときは、住宅浸水対策助成金交付申請書（様式第6号）に、別表第1に掲げる書類を添えて市長へ申請しなければならない。

2 前項の申請は、第7条第1項の認定の通知を受けた日の翌日から起算して1年以内にしなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りではない。

(交付決定)

第11条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、適当と認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、住宅浸水対策助成金交付決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

2 市長は、助成金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を助成事業の目的以外に使用したとき。

(3) 助成事業の実施方法が不相当と認められるとき。

(4) 助成事業を廃止したとき。

(5) 助成事業の完了後速やかに居住の用に供しなかったと市長が認めるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他の要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、所定の助成金交付決定取消通知書により助成事業者へ通知するものとする。

(助成金の交付の請求等)

第13条 助成事業者は、第12条第1項の規定による通知を受けたときは、住宅浸水対策助成金交付請求書（様式第8号）により市長へ助成金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求に基づき助成金を交付するものとする。

(代理受領)

第14条 助成事業者は、前条の規定による助成金の交付の請求及び当該助成金の受領を、当該工事を行った者（以下「施工業者」という。）に委任する方法（以下「代理受領」という。）により行うことができる。ただし、助成事業者が、当該助成事業の総事業費のうち自己の負担に係る金額を超える額を、施工業者に対して支払っている場合は、当該助成金について代理受領できないものとする。

2 代理受領により助成金の交付を委任する助成事業者は、第11条第1項の規定による助成金額の確定後に、住宅浸水対策助成金の受領に関する委任状（様式第9号）により施工業者に助成金の交付の受領を委任するものとする。

3 代理受領により助成金の交付を受けようとする施工業者は、第12条第1項の規定による助成金額の確定後に、住宅浸水対策助成金交付請求書（代理受領）（様式第10号）により市長

に助成金の交付を請求するものとする。

4 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求を行った施工業者に助成金を交付するものとする。

5 前項の規定による交付があった時は、助成事業者に対し助成金の交付があったものとみなす。

(返還)

第15条 市長は、第12条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の取消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(報告、調査及び検査)

第16条 市長は、助成事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、助成事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査若しくは検査をすることができる。

2 助成事業者は、前項の規定により書類の提出若しくは報告を求められた場合、又は必要な調査若しくは検査が実施される場合には、これに応じなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年10月1日告示第36号)

(施行期日)

第1条 この告示は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の羽咋市住宅浸水対策助成金交付要綱の規定は、令和5年10月1日以後に工事請負契約を行う工事に係る助成金について適用し、同日前に工事請負契約を行った工事に係る助成金については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年3月29日告示第56号)

(施行期日)

第1条 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の羽咋市住宅浸水対策助成金交付要綱の規定は、令和6年4月1日以後に工事請負契約を行う工事に係る助成金について適用し、同日前に工事請負契約を行った工事に係る助成金については、なお従前の例による。

別表第 1 (第 6 条、第 10 条関係)

事業認定申請添付書類	交付申請添付書類
<ol style="list-style-type: none"> 1 申請者の住民票の写し 2 位置図 (住宅地図など) 3 現況配置図 (高低差が分かるもの) 4 現況写真 5 計画配置図 (高低差、事業範囲、建物位置がわかるもの) 6 平面図、断面図 (引上げ高さ又は構造上主要な部分の寸法が分かるもの) 7 工事仕様書など事業内容が確認できる資料 8 見積書の写し 9 工事請負契約書の写し 10 住宅浸水対策助成事業に係る同意書 (様式第 2 号) (申請者が所有者でない場合) 11 その他市長が必要と認める書類 	<ol style="list-style-type: none"> 1 費用の支払を確認できる領収書又はこれに代わるもの 2 工事完了写真 (引上げ高さ又は構造上主要な部分の寸法が分かるもの) 3 その他市長が必要と認める書類

様式第1号 (第6条関係)

年 月 日

羽咋市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

住宅浸水対策助成金事業認定申請書

羽咋市住宅浸水対策助成金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

工 事 場 所	羽咋市
宅 地 の 所 有 者	住所 氏名
住 宅 の 所 有 者	住所 氏名
事 業 の 内 容	<input type="checkbox"/> 浸水対策改修工事 <input type="checkbox"/> 浸水防止施設設置工事
施 工 業 者	住 所 業者名 連絡先
助 成 対 象 経 費	円 (税込)
工 事 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
他 の 助 成 制 度 の 利 用	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (助成制度名称：)
誓 約 書 及 び 同 意 書	私は、交付要綱第3条に掲げる助成対象者に該当することを誓約します。また、申請に関する審査のため個人情報(住民基本台帳、家屋課税台帳、本市の他の助成金の利用状況)、市税等の納付状況を取得することについて同意します。 申請者(署名) _____ 所有者(署名)* _____

※ 申請者が所有者でない場合は、所有者本人の署名も必要。

様式第2号 (第6条関係)

住宅浸水対策助成事業に係る同意書

羽咋市長

申請者 _____ が、下記工事場所で標記の助成対象事業を実施することについて、(宅地 ・ 住宅) 所有者として同意します。

記

工事場所 羽咋市 _____

年 月 日

(宅地 ・ 住宅) 所有者

住 所

氏 名

電話番号

様

羽咋市長

住宅浸水対策助成金事業認定通知書

年 月 日付けで認定申請のありました住宅浸水対策助成事業について、羽咋市住宅浸水対策助成金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり認定したので通知します。

記

工 事 場 所	羽咋市
---------	-----

下記条件を付す

- 1 助成対象事業の内容は、年 月 日付け住宅浸水対策助成金事業認定申請書に記載のとおりとする。

羽咋市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

住宅浸水対策助成金事業変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号により事業認定のありました助成対象事業
について、下記のとおり事業内容の変更又は事業の廃止をしたいので、羽咋市住宅浸水対
策助成金交付要綱第8条第1項の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

1 変更等の内容

2 変更等の理由

3 添付書類

様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

羽咋市長

住宅浸水対策助成金事業変更等承認通知書

年 月 日付けで申請のありました住宅浸水対策助成金事業変更等承認申請
について、羽咋市住宅浸水対策助成金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、次のとおり承
認したので通知します。

記

変更等の内容	
--------	--

様式第6号 (第10条関係)

年 月 日

羽咋市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

住宅浸水対策助成金交付申請書

羽咋市住宅浸水対策助成金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

工 事 場 所	羽咋市
事 業 の 内 容	<input type="checkbox"/> 浸水対策改修工事 <input type="checkbox"/> 浸水防止施設設置工事
施 工 業 者	住 所 業者名 連絡先
助 成 対 象 経 費	円 (税込)
交 付 申 請 額	円 ※助成対象経費の1/2。10,000円未満切り捨て。
工 事 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
他 の 助 成 制 度 の 利 用	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (助成制度名称：)

様

羽咋市長

住宅浸水対策助成金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました住宅浸水対策助成金の交付について、羽咋市住宅浸水対策助成金交付要綱交付要綱第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

交 付 決 定 額	円
-----------	---

下記条件を付す

- 1 助成対象事業の内容は、年 月 日付け住宅浸水対策助成金交付申請書に記載のとおりとする。

様式第8号 (第13条関係)

年 月 日

羽咋市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

住宅浸水対策助成金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定のありました羽咋市住宅浸水対策助成金について、下記のとおり交付を請求します。

記

- 1 助成事業の名称 住宅浸水対策助成事業
- 2 助成金交付請求額 金 円
- 3 振込指定口座（請求金額は以下の口座に振り込んでください）

金融機関										
本支店名										
口座種別	・普通 ・当座 ・その他（ ）									
口座番号 (左詰で記入)										
フリガナ 口座名義人										

備考 申請者が口座名義人となっているものに限りません。

羽咋市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

住宅浸水対策助成金の受領に関する委任状

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた羽咋市住宅浸水対策助成金の受領について、下記のとおり委任します。

記

1 委任者（申請者）

申請者住所	
申請者氏名	

2 受任者（施工業者）

所在地	
会社名	
代表者名	

3 委任する金額

助成金交付決定額		円
----------	--	---

様式第10号 (第14条関係)

年 月 日

羽咋市長

請求者(施工業者)住 所
氏 名
電話番号

住宅浸水対策助成金交付請求書 (代理受領)

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた住宅浸水対策助成事業助成金について、羽咋市住宅浸水対策助成金交付要綱第14条第3項の規定により助成金の交付を請求します。

記

- 1 助成事業の名称 住宅浸水対策助成事業
- 2 助成金交付請求額 金 円
- 3 振込指定口座 (請求金額は以下の口座に振り込んでください)

金融機関	
本支店名	
口座種別	・普通 ・当座 ・その他 ()
口座番号 (左詰で記入)	
フリガナ 口座名義人	

備考 様式第9号 (第14条関係) による受任者の口座に限ります。

- 4 申請者に関する記載

申請者住所	
申請者氏名	